

答 申 個 第 1 4 9 号
令和6年11月26日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年1月11日付け都住管第453号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

自身が居住する部屋の修繕等に関する記録及び住宅管理課職員とやりとりした記録の不存在による非開示決定事案（諮問個第336号）

1 審議会の結論

処分庁が行った保有個人情報不存在決定処分（2件）は妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和5年8月25日及び令和5年11月13日に、処分庁に対して個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第77条第1項の規定により、以下の文書の開示を請求した（以下「本件各請求」という。）。

ア 令和5年度2月以降の本人が居住する部屋について、修繕等に関する記録

イ 住宅管理課の職員と自身がやりとりした時の記録全て（令和5年8月25日に請求し既に開示の実施を受けた文書は除く）。

※ 上記以外の請求については、本件審査請求の争点とされていないため、記載を省略する。

(2) 処分庁は、本件各請求に係る公文書を保有していないため、法第82条第2項に基づき保有個人情報不存在決定処分（以下「本件各処分」という。）をし、(1)アについては令和5年9月13日付けで、(1)イについては令和5年11月29日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

(1)アについて

住戸の修繕に関する業務は京都市住宅供給公社に委託しており、請求に係る文書を作成又は取得していないため。

(1)イについて

請求に係る文書を作成していないため。

(3) 審査請求人は、令和5年12月12日に、本件各処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件各処分の取消し及び本件各処分に不備があるとして本件各請求の速やかな再処分を求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消し及び本件各請求の速やかな再処分を求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件各請求に係る文書について

ア 2(1)アについて

処分庁は京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）に対し、公営住宅に係る公営住宅法第47条に基づく管理代行に同意し、市営住宅の管理に係る業務を委託するものとしている。

京都市市営住宅の管理に関する協定書第14条により、公社が市営住宅等の維持管理に関する業務（「修繕の依頼及び被害通報の受付」、「修繕箇所の調査」、「修繕工事の発注」、「入居者等との工事調整」等）を実施しており、一般に、入居者の居室の修繕等に関する相談先は公社であることから、公社での対応記録を処分庁が取得することはなく、処分庁において記録を作成することもない。

なお、処分庁において本件請求を受け、念のため探索を行ったが、請求内容を満たす文書は存在しなかった。

イ 2(1)イについて

令和5年8月25日以降、本件に関して、処分庁が審査請求人から相談等を受け対応はしているものの、対応内容については、概ねその場で用件が終了するものであったことから記録は作成していない。

以上から、本件各請求に係る公文書はいずれも存在しない。

(2) 審査請求人による本件審査請求の理由について

審査請求書における審査請求人の主張は、以下の4点と推認される。

ア 開示請求に係る不作為がある。

イ 自治会からの自治会退会要求やパワーハラスメントに関する相談など、生活に係る相談内容の記録が特定されていない。

ウ 自治会が車検証のコピー等の個人情報を紛失している。

エ 公社が不誠実な対応を行っている。

(3) 審査請求人が主張する(2)の各主張について

ア (2)アについて

行政不服審査法第3条は、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為がある場合には、当該不作為についての審査請求をすることができる」と規定している。

また、行政庁の不作為とは、法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいうとされている。

審査請求人からの本件各請求に対し、2(1)アについては、令和5年9月13日付けで、2(1)イについては、令和5年11月29日付けでいずれも保有個人情報不存決定通知書にて処分を通知した。審査請求人は、本件審査請求書における「審査請求に係る処分があったことを知った年月日」について、それぞれ令和5年9月13日、令和5年12月4日と記載していることから、本件各処分が審査請求人に通知されていることは明らかである。

よって、本件審査請求日時点において、不作為の状態にはない。

イ (2)イについて

2(1)アについて、請求内容が「本人が居住する部屋について、修繕等」とされていることから、審査請求人の居室の修繕や改修など工事に伴う相談記録の請求であると判断し本件処分を行った。

一方、審査請求人は、自治会からの自治会退会要求やパワーハラスメントに関する相談など、自身の生活に係る相談をした記録があるはずだと主張しているものと考えられる。

処分庁では、通常、市営住宅の入居者等から処分庁に相談等があったとしても、概ねその場で用件が終了するものである場合や継続的な対応が必要ではないと判断する場合には相談内容に関する記録は作成していない。

なお、本件審査請求を受け、念のため2(1)ア及びイに該当する公文書の探索を行ったが、審査請求人のいう自治会等に関する相談記録も含め、文書は存在しなかった。

ウ その他

審査請求人は、自治会が車検証のコピー等の個人情報を紛失していることや、公社の対応が不誠実である旨の主張をするが、これらの主張は、本件各処分の適否を左右するものではない。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び口頭意見陳述によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 自治会、公社、住宅管理課から、パワハラ的対応があった。
- (2) 生活に係る相談内容の記録がない（自治会、退会要求パワハラ）。
- (3) 自治会が個人情報を紛失した（車検証のコピー）（不正な退会要求）（防犯カメラのパワハラ）。
- (4) 公社（委託先）は不誠実な対応である（瑕疵物件）（駐車場代の値上げの約定証の相談）（棟内で交通事故にあうなど）（棟内の方からのパワハラ）。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件各請求に係る公文書について

本件各請求は、審査請求人に係る次の内容等について記録した公文書を求めたものである。

- ア 令和5年度2月以降の本人が居住する部屋について、修繕等に関する記録
- イ 住宅管理課の職員と自身がやりとりした時の記録全て（令和5年8月25日に請求し既に関示の実施を受けた文書は除く）。

(2) 本件審査請求の争点及び処分について

- ア 審査請求人は、6(1)ア及びイの公文書は存在するはずであると主張する。
一方、処分庁は、次のとおり本件各請求に係る公文書はいずれも存在しないと主張する。

6(1)アについて

処分庁は公社に対し、市営住宅の管理に係る業務を委託するものとしており、一般に、入居者の居室の修繕等に関する相談先は公社であることから、公社での対応記録を処分庁が取得することはなく、処分庁において記録を作成することもない。

なお、処分庁において本件請求を受け、念のため探索を行ったが、請求内容を満たす文書は存在しなかった。

6(1)イについて

令和5年8月25日以降、本件に関して、処分庁が審査請求人から相談等を受け対応はしているものの、対応内容については、概ねその場で用件が終了するものであったことから記録は作成していない。

イ 審査請求人は、開示請求に係る不作為があると主張する。

一方、処分庁は、行政庁の不作為とは、法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいうとされているところ、本件各請求に対し、6(1)アについては令和5年9月13日付けで、6(1)イについては令和5年11月29日付けでいずれも保有個人情報不存決定通知書にて処分を通知しており、審査請求人は、本件審査請求書における「審査請求に係る処分があったことを知った年月日」について、それぞれ令和5年9月13日、令和5年12月4日と記載していることから、本件各処分が審査請求人に通知されていることは明らかであると主張する。

ウ 審査請求人は、自治会からの自治会退会要求やパワーハラスメントに関する相談など、自身の生活に係る相談をした記録があるはずだと主張しているものと考えられる。

一方、処分庁は、通常、市営住宅の入居者等から処分庁に相談等があったとしても、概ねその場で用件が終了するものである場合や継続的な対応が必要ではないと判断する場合には相談内容に関する記録は作成しておらず、6(1)アについては、6(2)アのとおり、公文書の探索も行ったが、審査請求人のいう自治会等に関する相談記録も含め、文書は存在しなかったと主張する（6(1)イについては、6(2)イ及び前段のとおり、そもそも作成していない。）。

エ 審査請求人は、自治会が車検証のコピー等の個人情報を紛失していることや、公社の対応が不誠実である旨を主張しているものと考えられる。

一方、処分庁は、これらの主張は、本件各処分の適否を左右するものではないと主張する。

(3) 6(2)ア及びウについて

一般に、市民等の対応においては、継続的に対応が必要となる場合には、当該経過を記録する機会が多いと考えられるが、その場で対応が完了する場合には、当該対応について記録を作成しないことが多いと考えられる。

当審議会としては、本件事案は、概ねその場で用件が終了するものであったと認識し、記録は作成していないとの処分庁の主張に特段不自然な点はないと判断する。

しかしながら、本件は駐車場利用料金に係る対応であり、今後も類似の相談が寄せられることも想定され、継続的な対応が求められる可能性が高い事案であったと考えられる。このような場合には、行政の適正かつ効率的な運営を確保する観点から、記録を残すように努められたい。

(4) 6(2)イについて

行政庁の不作為とは、行政庁が、法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことを指すものである。

本件各請求に関しては、処分庁は保有個人情報不存決定処分を適切に行っており、審査請求人が主張する不作為には当たらないと判断する。

(5) 6(2)エについて

審査請求人は、自治会が車検証のコピー等の個人情報を紛失していることや、公社の対応が不誠実である旨を主張しているものと考えられる。

当審議会としては、これらの主張が仮に事実だとしても、本件各処分の適否を左右するものではないと判断する。

(6) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和6年 1月11日 諮問
2月13日 諮問庁からの弁明書の提出
9月 6日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和6年度第4回会議）
10月24日 審査請求人の口頭意見陳述（令和6年度第5回会議）
11月26日 審議（令和6年度第6回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）